

議案第 76 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 68 条」を「第 69 条」に、「第 69 条・第 70 条」を「第 70 条・第 71 条」に改める。

第 21 条第 1 項中第 13 号を第 14 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第 22 条第 2 項中「第 9 号」を「第 10 号」に改める。

第 23 条第 2 項中「第 10 号」を「第 11 号」に改める。

第 24 条第 2 項及び第 25 条中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 10 号」に改める。

第 46 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 48 条の 2 中「第 46 条第 1 項第 3 号」を「第 46 条第 1 項第 2 号」に改

める。

第70条を第71条とし、第69条を第70条とし、第7章中第68条を第69条とし、第67条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第68条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、政令、省令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに当該公表の手続は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定及び第70条を第71条とし、第69条を第70条とし、第7章中第68条を第69条とし、第67条の次に1条を加える改正規定

平成26年10月1日

(2) 第46条第1項及び第48条の2の改正規定並びに次項の規定 平成2

7年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に存する改正前の条例第46条第1項第1号に掲げる防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の当該防火対象物に設ける自動火災報知設備に係る技術上の基準については、改正後の条例第46条第1項の規定にかかわらず、平

成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

消防法施行令の一部改正に伴い、火を使用する器具等の取扱いに関する基準及び自動火災報知設備の設置に関する基準について必要な規定の整備を行い、並びに消防用設備等の技術上の基準に違反する防火対象物及び違反の内容を公表することができることとするため、この条例を制定するものである。